愛知県市民課関係部課長会議録

日時

令和 6 年 7 月 23 日（火） 午後 1 時 30 分から 2 時 30 分まで

会場

愛知県自治センター 4 階 大会議室

出席者

総務局総務部市町村課行政グループ　課長補佐　山下　雅也
主　　査　永井　宏紀
総務局総務部情報政策課地域情報化推進グループ　課長補佐　岩花　有加理
主　　事　西田　勇太
愛知県内市民関係課長
愛知県市長会事務局　成瀬、武本

1. 開会

事務局

少し早いですが、ただいまより市民関係部課長会議を開催します。

本日は業務ご多忙の中、ご出席いただき、誠にありがとうございます。また、お忙しいところ、ご臨席賜りました愛知県の皆様方には心よりお礼申し上げます。

私は進行を務めさせていただきます、愛知県市長会事務局の武本と申します。どうぞよろしくお願い致します。

さて、愛知県市長会では 15 部門に分けて各種部課長会議を開催しており、そのうちの一つがこの市民関係部課長会議です。これらの会議は、各部門における課題等につきまして意見交換や情報提供を行い、また必要に応じて愛知県の方からご助言などもいただくことを目的として、例年開催しております。本日の会議においても積極的に議題をお持ち寄りいただきましたので、日頃の業務の参考としていただければ幸いです。

それでは、始めにご多忙の中、ご臨席賜りました愛知県の皆様方をご紹介させていただきます。

総務局総務部市町村課行政グループ課長補佐、山下雅也様
市町村課行政グループ主査、永井宏紀様
情報政策課地域情報化推進グループ課長補佐、岩花有加理様
情報政策課地域情報化推進グループ主事、西田勇太様

2. 挨拶

事務局

それでは、総務局総務部市町村課行政グループ課長補佐、山下様よりご挨拶をいただきます。

愛知県（山下）

はい、改めまして皆さんこんにちは。私は愛知県市町村課行政グループで課長補佐をしております、山下と申します。本日はこのような会にお招きいただき、誠にありがとうございます。また、大変暑い中、県の自治センターまでお越しいただきまして、ありがとうございます。

本日お集まりの皆様方におかれましては、日頃から住民基本台帳や戸籍事務をはじめ、幅広い分野において住民の方々に最も近いところで業務にご尽力いただき、感謝を申し上げる次第でございます。住民基本台帳事務については、その適正な執行はもちろんですが、近年ではドメスティックバイオレンスの被害者保護のための支援措置など、住民の生命に関わる難しい事案やマイナンバー関係の事務に多くの苦労があると存じております。本日もこのような会議を通じ、市民関係の事務が今後とも引き続き適正に執行されますことをご期待申し上げまして、簡単ではございますが、私からのご挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

事務局

続きまして、総務部情報政策課地域情報化推進グループ課長補佐、岩花様よりご挨拶をいただきます。

愛知県（岩花）

情報政策課地域情報化推進グループの岩花と申します。本日はよろしくお願いいたします。私ども地域情報化推進グループでは、昨年度より県内市町村の皆様の業務を対象に標準化支援事業に取り組んでおります。標準化に関わる皆様のご助力になれるよう努めているところです。お話を聞くとなかなかご苦労が多く、国からの情報も十分に出てこない中、財政的な面はようやく目途がたったと聞いておりますが、まだまだ課題が多いとみております。

今年度も引き続き事業を進めてまいりますが、実際には住民様と直結する業務ですので、来年度いっぱい苦労される中で進めていただくことになるかと思いますが、私どもも精一杯努力してまいりますので、よろしくお願いいたします。

3. 議題

事務局

ここからは資料に沿って進めさせていただきます。

出席者名簿に変更がありましたので机上配布しております。長久手市さんが欠席となっております。不足資料がございましたらお申し出ください。

それでは議題に入ります前に、前回会議におきまして、建制番号順により今年度の会議進行の議長当番市として愛西市さんに決定しております。愛西市市民課長、橋本様、よろしくお願いいたします。

議長

はい、こんにちは。本日議長を務めさせていただきます、愛西市市民課の橋本と申します。よろしくお願いいたします。

議題に入ります前に会議の進め方についてご説明いたします。まず、議題ごとに提案者様から趣旨説明をいただき、その後、私が取りまとめ状況の説明を行います。次に補足説明がある場合は挙手していただき、マイクで補足説明をお願いいたします。議題提案者様から説明に対して追加で質問があるかお尋ねします。続いて、議題提案者様以外の参加者様から追加の質問があるか同様にお尋ねいたします。最後に必要に応じて愛知県の職員の方々からコメントを頂きたく存じます。

この会議は要望の場ではございません。情報や意見交換の場として開催するものですので、活発なご意見により情報共有が図れるようお願いいたします。

（1）標準準拠システムへの移行について

それでは議題第1に進みます。標準準拠システムへの移行について、提案市であります豊田市さんより趣旨説明をお願いいたします。

豊田市

はい、議題1について提案させていただいた豊田市です。よろしくお願いします。

豊田市はこれまで、住民記録システムをはじめ、基幹系業務について市職員が独自開発したシステムを使用して運用してきましたが、政府の標準化への更新により、パッケージシステムを採用することが義務化されているため、令和7年度末までの大きな移行作業に今苦慮しているところです。

そこで各市の標準化の状況について聞かせていただきました。各市の皆様、事務局の皆様、ご協力ありがとうございました。以上です。

議長

各市の回答を見させていただきますと、みよし市さん以外は既存ベンダーを変更せずに、システムを標準化するを選ばれています。移行の時期については、豊橋市さん、尾張旭市さん、高浜市さん以外は令和 7 年度中を予定していて、一宮市さんが令和 8 年度以降になると回答されています。資料 1－4 の回答では、費用の増加や移行にかかる業務の増加、ベンダーから情報が届かないためサービスや事務の精度維持が不安、との声が多くあるように感じます。

それでは、各市の回答で補足説明したい市がございましたら、挙手をお願いいたします。

それでは豊田市さんの方で特に伺ってみたい市はございますか。

豊田市

はい、3 市に質問させていただきます。

まず豊橋市さんに、令和 5 年度に住民記録と印鑑登録において標準準拠システムを導入したと思われますが、移行が早くなった理由と状況についてお聞かせいただけたらと思います。

豊橋市

豊橋市です。ご質問についてお答えいたします。

まず、移行が早くなった理由についてですが、移行前の現行システムがかなりの年数を使っており、サーバーの OS のサポートが令和 5 年の 10 月頃に切れるということ、システム自体が新しい OS に対応しないとの理由で、システムを変えざるを得ない状況が続いておりました。そのため、今回の標準化の話があったタイミングで変更することとしました。住民記録・印鑑登録システムはその時点で対応可能であったのが現行ベンダーのみであったため、そのまま標準化システムに移行し、戸籍はプロポーザルを行い、ベンダー変更してから標準化することとしました。

次に移行後の状況ですが、画面の仕組みが変わり、最初は慣れるのが大変でしたが、運用面でカバーして対応しております。運用を進める中でトラブルもありましたが、ベンダーのご助力もあり、解決に至りました。以上です。

豊田市

ありがとうございます。次に安城市さんに質問させていただきます。同じくこの 7 月に第一段階目の移行作業を終えたと思いますが、二段階移行になった理由や経緯をお聞かせいただけたらと思います。

安城市

安城市です。ベンダーが提供するパッケージシステムがまず2.0版でリリースされ、その後標準化の仕様書の改定に伴い、バージョンアップで対応したいという話がありました。安城市も令和6年中にシステムの更新を予定していたため、まず2.0版で標準化し、その後バージョンアップで最新版に移行するという形になりました。以上です。

豊田市

最後に一宮市さんに質問させていただきます。標準化に伴って「書かない窓口システム」の更新があるということでしたが、具体的にどのような更新作業を想定しているのか教えていただけますか？

一宮市

一宮市です。標準化システムの移行によって、現行の「書かない窓口システム」はオンプレで構築し稼働していますが、ガバメントクラウドに再構築する必要があります。そのタイミングで改善、見直しを行います。具体的には、ライフイベントに伴う各種申請手続きをさらに効率化し、種類を増やす予定です。フロントヤードの改革も含めて、ワンストップサービスの更なる拡充を目指して進めております。以上です。

議長

他に追加で質問がある市がございましたら、挙手をお願いいたします。

東海市

東海市です。2点質問させていただきます。

まず一点目は、岡崎市さんと岩倉市さんに、標準化後にシステムの利用料や保守費などのランニングコストが増加すると回答されていますが、どの程度の増額になるのか教えていただきたいです。また、当市に近い瀬戸市さんにも、同様にコストが増加するかお聞きします。

二点目は豊橋市さんに、標準化後の課題として、事務内連携やCS、コンビニ交付など他システムとの連携に問題が生じないか不安を感じているとあります。現在、連携は行っていないのかお聞かせください。

岡崎市

岡崎市です。費用についてお答えします。住民記録とコンビニ交付を合わせて、現行システムでは年間3,000万円程度の費用がかかっていましたが、標準化後は約4,500万円となり、1.5倍程度の増加を見込んでいます。戸籍システムについても、現行約2,000万円が約4,000万円以上に増加する見込みです。これにはガバメント

クラウドの利用料は含まれていません。ガバメントクラウド利用料は、住民記録とコンビニ交付が 5,000 万円弱、戸籍システムが 1,000 万円と聞いております。以上です。

瀬戸市

現時点で具体的な見積りはありません。標準化の予算も情報政策課が取りまとめております。標準化による住民記録システム利用料や保守費は、昨今の社会情勢の影響により微増もしくは数パーセントの値上がりを予想しています。

岩倉市

岩倉市です。当市も全庁的なシステムに関しては、情報政策の部門が総括しています。予算計上のため聞くと、具体的に示すものがないので何割増しとか、具体的なものが出てきておらず、上がることは間違いないが、上がり幅が未確定で困っている状況です。以上です。

豊橋市

豊橋市です。現状データ連携は行っています。まだ次の標準化システムの導入が残っており、特に副本システムの連携が難しいのは皆さん実感されているところだと思います。システム改修の際にトラブルが生じるのではと危惧しています。以上です。

議長

他にご質問はございますか。特にないようですので、県の方からコメントをいただけますか。

愛知県（岩花）

県では市町村の標準化支援事業を進めており、県内の市町村の課題を共有し助言を行っています。今年度も引き続き支援を行っていきます。以上です。

議長

議題 1 につきましては、以上とさせていただきます。

（２）開庁時間短縮の取り組みについて

議長

議題 2、開庁時間短縮の取り組みについて、提案市であります東海市さんより趣旨説明をお願いいたします。

東海市

東海市です。開庁時間の短縮取り組みについてですが、みよし市さんでは、令和6年5月から開庁時間を午前9時から午後5時に短縮する取り組みを開始されました。本市においても令和5年度から窓口の業務改善の検討部会を立ち上げて、窓口の体験調査を実施し、令和6年度からは推進部会を立ち上げて、令和7年度のシステム標準化に合わせて、書かない窓口を含めた窓口改善を実施する予定でいます。

当市でも窓口業務改善の一環として、開庁時間の短縮を検討しています。今後の参考として、既に実施している市や検討中の市がありましたら、ご教授をお願いいたします。以上です。

議長

ありがとうございました。各市の回答を見せていただきますと、実施済みがみよし市さんの1市、実施予定・検討中が5市、その他の市は予定なしとなっています。

それでは、各市の回答で補足したい市がございましたら、挙手をお願いいたします。

それでは、東海市さんから特に伺いたい市がございましたら質問をお願いします。

東海市

東海市です。今回の回答の中で、実施検討予定ありと回答した市に質問させていただきます。この回答に至った理由や経緯についてお聞かせください。

議長

それでは検討予定ありと回答された5市の方、建制順にご回答をお願いいたします。まずは、瀬戸市さんからお願いいたします。

瀬戸市

瀬戸市です。今後、検討します。全国的な潮流を踏まえ、他市の取り組みを参考に検討している段階です。

春日井市

春日井市です。人件費削減の視点から全庁的に検討しております。例えば、会計年度任用職員の勤務時間の変更による効果や、8時半から9時までの間にミーティングや決裁事務等を行うことにより、時間外勤務を削減できないものか、全庁的に調査をしている段階です。

江南市

江南市です。人事課内で働き方改革の一環として開庁時間の短縮を検討しています。ただし、全庁的にはまだ具体的な方針が決まっておりませんので、これからの検討課題となります。

日進市

日進市です。職員の働き方改革の一環として開庁時間の短縮を検討しています。市民サービスの低下を防ぐために、慎重に検討を進めております。以上です。

田原市

田原市です。人事課がワークライフバランスの観点から開庁時間の短縮を検討しています。みよし市の取り組みを参考にして、人事課が検討を進めているところで、全庁的に検討している段階ではありません。以上です。

議長

それでは実施済みのみよし市さん、お願いいたします。

東海市

みよし市さんに、4 点質問します。実施後の市民からの声、庁舎の出入口の開閉時間と窓口の開閉時間、職員の反応、時間外勤務の削減効果についてお聞かせください。

みよし市

みよし市です。経緯としては、デジタル化を進め市民サービスの向上を図るとともに質を低下させることなく、短縮した時間を職員の働き方改革に活用する。開庁時間と勤務時間が同じという残業を前提とした体制を改善する。

現在はデジタル化されていないため、職員の働き方改革で実施したことになります。

市民からの声についてですが、特に苦情はなく、実施後も問題なく運用できています。

庁舎の出入り口の開閉時間については、警備員の勤務時間は 17 時から翌日の 9 時までとし、庁舎の出入り口とエレベーターは 8 時から 17 時 30 分まで稼働させています。

職員の反応としては、窓口業務以外に集中できる時間が確保できたという意見があります。時間外勤務の削減効果は不明ですが、市民課職員の負担軽減になっています。若手職員が 8 時半から窓口業務が行えるよう 8 時には出勤しておりましたが、現在は 8 時半に会計年度任用職員の方が準備をし、職員は 8 時半に出勤し 9 時

までは窓口以外の業務に専念できるため時間外縮減になっています。閉庁時間についても 16 時半以降に転入手続きに来られる方はいなくなりました。以上です。

議長

他に追加で質問がある市がございましたら、挙手をお願いいたします。

小牧市

小牧市です。市民窓口業務の一部を委託していると思うが、開庁時間の短縮で委託業務も変更したのか教えていただきたいです。

みよし市

みよし市です。窓口業務の委託はしておりませんが、会計年度任用職員の勤務時間を窓口時間に合わせて変更しました。その結果、費用削減を実現しました。また、夜間の戸籍届出対応についても、警備員の勤務時間を変更して対応しており、問題なく運用できています。以上です。

議長

その他にご質問やご意見のある市はございますか。

特にないようですので、県の方からコメントをいただけますでしょうか。

愛知県（山下）

愛知県市町村課行政グループでございます。情報交換していただいている各市の取り組みについては、特にコメントはございません。開庁時間の短縮にあたっては、市民の利便性に留意しつつ、各市の実情を踏まえて取り組んでいただければと思います。以上です。

議長

議題 2 については、以上とさせていただきます。

（３）ファミリーシップ宣誓制度における住民票の続柄について

議長

議題 3、ファミリーシップ宣誓制度における住民票の続柄について、提案市であります清須市さんより趣旨説明をお願いいたします。

清須市

清須市役所市民課です。議題3につきまして説明させていただきます。2024年4月1日から愛知県内でもファミリーシップ宣誓制度が開始されました。清須市でも同日から開始しましたが、報道によれば長崎県の大村市や栃木県の鹿沼市では、住民票の続柄の記載を夫（未届）妻（未届）と記載する事例が報じられました。清須市では現在、同居人と記載しておりますが、縁故者に変更する予定です。

他市の実施状況や住民票の続柄の記載についてお教えいただければと思います。以上です。

議長

愛知県総務局総務部市町村課長から令和6年7月9日付で通知をいただいております。各市の回答を見せていただきますと、現在実施しているのが13市、予定のある自治体がほとんどで、常滑市さん、岩倉市さん、北名古屋市さん以外の市は予定があると回答されています。また､19市が縁故者に変更すると回答されています。

各市の回答で補足したい市がございましたら、挙手をお願いします。

議長

それでは提案市の清須市さんから特に伺ってみたい市がございましたらお願いします。

清須市

回答の方を見させていただきまして、同居人のままか縁故者に変更されるというところが多いようです。先日、総務大臣があまり好ましくないとのコメントをされていましたが、愛知県内で変わった動きをする自治体はないようです。現状として国から特に指示がないようであれば、現状のまま希望があれば縁故者に変更しようと思っています。以上です。

議長

他にご質問やご意見がある市がございましたら、挙手をお願いします。

東海市

東海市です。同居人のまま変更なしと回答されている市に質問したいです。同居人のままとする特別な理由があれば教えてください。

議長

それでは同居人のまま変更なしとされました市の方に、建制番号順に回答をお願いいたします。まず、一宮市さんお願いします。

一宮市

一宮市です。特に変更する必要がないと考えております。令和3年12月14日付け内閣府男女共同参画局総務課調査室から、事実婚に関する制度や運用における取扱という資料があります。その中で、法律婚であれば夫もしくは妻、事実婚であれば夫（未届）もしくは妻（未届）となっております。事実婚のパターンで表記するならば、法律上の婚姻届けは提出していないけれども、事実上婚姻と同様の状態であることが前提であると解釈しております。それと、住民基本台帳事務処理要領では、内縁の夫婦は法律上の夫婦ではないが、各種の社会保障制度の面で法律上の夫婦と同じ取り扱いを受けているので、夫（未届）妻（未届）と記載するとされております。法律婚に準じないカップルは想定されていません。総務省もはっきりとしておらず、好ましくないといっているが、状況が変われば本市としても考えなければならないと理解しています。以上です。

瀬戸市

瀬戸市です。事実婚の場合と同様に同居人と表記しております。ファミリーシップ宣誓制度を利用する際の証明カードと住民票をセットで使用することにより、ある程度明示されると思われるので、現状では変更する予定はございません。

豊田市

豊田市も特段理由はございません。縁故者は、親族で世帯主との続柄を具体的に記載することが困難なもの、事実上の養子等や遠縁の親族の続柄に使用するとしており、同居人のままでいきます。以上です。

知立市

知立市です。昨年から始めていますが、当時、縁故者にするとかの話はありませんでした。特に気にしていませんので、同居人のままです。

尾張旭市

尾張旭市です。同居人のまま変更は考えておりません。ファミリーシップ宣誓制度が始まり、パートナーを市として応援しますが、法律上の婚姻ではないので、同居人のままとします。

議長

他に質問はありますでしょうか。

安城市

各市の表記が異なりますが、続柄を縁故者にすると決めている市にお尋ねします。転出の時に縁故者から同居人に戻すとか、ファミリーシップ宣誓制度に基づく縁故

者であることを記載したフセンなどを転出証明書につけるなどの処理を行うことを決めている市がありましたら教えてください。

議長

安城市さんからの質問についてご意見のある市がございましたら、挙手をお願いします。

それでは、愛知県の方からコメントをいただけますでしょうか。

愛知県（山下）

愛知県市町村課行政グループです。住民票の続柄の記載方法については、住民基本台帳事務処理要領に基づいています。縁故者は親族で世帯主との続柄を具体的に記載することが困難なものを指しており、事実上の養子等が含まれます。また、夫（未届）妻（未届）の記載については、内縁の夫婦は法律上の夫婦ではありませんが、各種社会保障の面で法律上の夫婦と同じ取り扱いを受けていますので、夫（未届）妻（未届）と記載するとされています。7 月 9 日付けの通知を参考にしていただければと思います。以上です。

議長

安城市さん、回答になっていますでしょうか。他にご発言くださる市はございますか。

それでは議題 3 については以上とさせていただきます。

（４）その他

議長

議題４、その他に入ります。全体を通じて、何かご意見ご質問がございましたら、挙手をお願いします。

4. 次年度当番市の決定

議長

続いて令和 7 年度の議長当番市の決定に入ります。次年度の当番市について、事務局から説明をお願いします。

事務局

次年度の当番市についてですが、建制番号順によりまして、議長当番市は清須市さんにお願いすることとなります。清須市さん、どうぞよろしくお願いいたします。事務局からは以上です。

議長

以上をもちまして、私の議長としての役割を終えさせていただきます。ご協力いただきましてありがとうございました。

5. 閉会

事務局

橋本課長様、ありがとうございました。これをもちまして市民関係部課長会議を閉会します。長時間にわたりありがとうございました。

なお、お車でお越しの方は、駐車券の押印をいたしますので、お申し付けください。また、お帰りの際は事故等に気をつけてお帰りください。ありがとうございました。